

【農林水産省】

農林水産消費安全技術センター	事務及び事業の見直し
	<p>【食品等関係事業】 平成21年2月28日限りで、生糸のJAS規格による格付業務を廃止する。 内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】 現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。 【支部・事業所等の見直し】 平成22年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。 神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【保有資産の見直し】 平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせ、平成20年度に現神戸センターを売却する。</p>
種苗管理センター	事務及び事業の見直し
	<p>【農作物の種苗の検査】 種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。 【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成23年4月）。 【支部・事業所等の見直し】 金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。</p>

	<p>【組織体制の整備】 八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【自己収入の増大】 配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることにについて、関係機関と協議する。</p> <p>【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。</p>
家畜改良センター	事務及び事業の見直し
	<p>【家畜の改良増殖】 実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。 みつばちに係る業務を廃止する。</p> <p>【民間競争入札の適用】 中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。
水産大学校	事務及び事業の見直し
	【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 競争入札等推進委員会を設置する。
農業・食品産業技術 総合研究機構	事務及び事業の見直し

	<p>【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】</p> <p>農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。</p> <p>民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。</p> <p>【特例業務（株式の処分、債権の管理及び回収）】</p> <p>平成27年度までに業務を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>畜産草地研究所の研究員宿舎 研修生の受入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。</p> <p>農業者大学校 本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。</p> <p>本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。</p> <p>雫石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>知的財産権について実施（利用）料率を見直す。</p>
<p>農業生物資源研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究】</p> <p>他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向ける方向で、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p>

	<p>【法人形態の見直し】 先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成23年4月）。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】 寄宿舎について、共同研究の更なる推進、指導者の招へいにより利用率の向上を図る。 庁舎等（松本地区）を平成20年度以降に売却する。 共同実験室等（岡谷地区）を平成22年度末に原状回復の上、借地を返却する。</p> <p>【自己収入の増大】 民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。</p>
<p>農業環境技術研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】 他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する（平成23年4月）。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。 知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を</p>

	受け入れることができるよう規程を改正する（平成20年度施行）。
国際農林水産業研究センター	事務及び事業の見直し
	<p>【緑資源機構からの事業の承継】 緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で承継する。</p> <p>【開発途上地域の農林水産業に関する技術上の試験研究】 海外における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、他の研究開発型の独立行政法人、大学との役割分担を図りつつ、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。 中国現地調整業務を廃止する。 南米現地調整業務を廃止し、情報収集等業務を民間委託する。 東南アジア現地調整業務の合理化を図り、賃金等を削減する。</p> <p>【民間委託の推進】 研究成果の広報を国民に分かりやすく、かつ、効率的に実施するために、広報誌の編集等を外部委託する。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【保有資産の見直し】 平成22年度までに、事業用車13台中8台を削減する。</p> <p>【自己収入の増大】 自己収入の増大を図るため、刊行物の有料化を図る。</p>
森林総合研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【緑資源機構からの事業の承継】 緑資源機構の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。</p> <p>【研究の推進】 林業研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。 平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の見直し】 全国93か所に設置している試験林の3割減及び全国4か所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで実施する。</p>
	運営の効率化及び自律化

	<p>【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【自己収入の増大】 出版物について対価徴収を行う。</p>
水産総合研究センター	事務及び事業の見直し
	<p>【水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等】 水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。 平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】 平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 外部アドバイス制の導入や船員による点検・修理の実施によりドック費用を削減する。 通信回線契約の見直しにより経費削減を図る。</p> <p>【自己収入の増大】 各種利用料の見直しを行う。</p>
農畜産業振興機構	事務及び事業の見直し
	<p>【畜産関係業務】 事業実施主体の公募方式を導入する。 保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。</p> <p>【野菜関係業務】 重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。</p> <p>【蚕糸関係業務】 現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。</p> <p>【糖価調整業務】 国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。</p> <p>【情報収集提供業務】 調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。</p>
<p>農業者年金基金</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業者年金事業】 委託業務 特別相談活動事業を廃止する。 個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。 制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 北海道（札幌市）と九州（熊本市）にある地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 コンプライアンス委員会を設置する。 契約審査委員会を設置する。 【保有資産の見直し】 柏職員宿舎については、平成20年度乃至平成21年度に売却する。</p>
<p>農林漁業信用基金</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【林業寄託業務】 平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。 寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、</p>

	<p>平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。</p> <p>【農業信用保険業務】 平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>【漁業信用保険業務】 平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>【林業信用保証業務】 平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。</p> <p>【漁業信用保険業務】 平成20年度から経営安定資金に部分保証（80%）を導入する。</p> <p>【農業・漁業災害補償関係業務】 共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 契約審査委員会を設置する。 コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【保有資産の見直し】 職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。</p>
緑資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源幹線林道事業】 独立行政法人の事業としては廃止する。</p> <p>【水源林造成事業】 費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。 具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、</p>

事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。

【特定中山間保全整備事業】

現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

【農用地総合整備事業】

現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

【海外農業開発事業】

独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

平成19年度限りで法人を廃止する。

【組織体制の整備】

経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。

運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。

宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。

宿舍のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第1号（杉並区）ほか7件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舍第1号（札幌市）ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。

いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。